介護用品貸出事業実施要綱

１．目的

この事業は、車いす等の活用により、利用者の社会参加促進、介護者の負担軽減及び福祉教育の推進等を目的とする。

２．対象

伊賀市在住で、在宅において一時的に介護用品を必要とする者。

または、伊賀市内において、無料で福祉教育の推進等を目的とする事業を行う者。

３．貸出期間

原則、2週間以内とする。

　松葉杖においては、その限りではない。

なお、状況により福祉用具貸与の利用を勧めることがある。

４．費用

無償。

但し、故意による破損・紛失の場合はその限りではない。

５．申請

申請者は、申請書に必要事項を記入の上、伊賀市社会福祉協議会に提出する。

この要綱は、令和4年4月１日から施行する。

介護用品貸出事業貸出申請書

申請日　　　　　　年　　　月　　　日

伊賀市社会福祉協議会　様

申請者　住　所

　　　　氏　名

　　　　使用者との続柄

　　　　連絡先

下記事項を遵守し、物品の借用を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 貸出期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 | |
| 借用目的 |  | |
| 使用にあたっての注意事項 | ※　お読みいただき、確認後　□ に✓（チェック）を入れてください。  □　借用品は大切に使用し、使用後は清掃を行い返却します。  　　（清掃ができていない場合、再度清掃をお願いすることがあります。）  □　借用品を損傷や破損、紛失しないよう十分注意して使用します。  　　（損傷・破損・紛失した場合、使用者が賠償の責任を負うことがあります。）  □　貸出期間は最長2週間です。  □　返却時には、必ず担当者の確認を受けます。 | |

**この事業は社協会費・共同募金、その他寄付などで運営しています。**

【事務局確認欄】

受付印

|  |  |
| --- | --- |
| 借用物品 | 車いす　（No．　　　　　　　）  　その他　（　　　　 ） |
| 貸出確認者 |  |
| 返却日 | 年　　　月　　　日 |
| 返却確認者 |  |